

## 普通預金（スマホ口座開設専用口座）

平成 30 年 11 月 26 日現在

1. 商品名	・普通預金（スマホ口座開設専用口座）
2. 販売対象	・当金庫に預金口座開設されていない個人の方のみです。屋号付など事業用としての口座や同好会など団体名での口座ではお申込みいただけません。
3. 預入期間	・期間の定めはありません。
4. 口座開設方法	・スマートフォンのアプリからのみお申込みいただけます。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A T M で随時お預け入れができます。</li> <li>・ 1 円以上</li> <li>・ 1 円単位</li> </ul>
6. 払戻方法	・ A T M で随時払い戻しができます。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利</li> <li>・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・ 年 2 回（3 月、9 月）の当金庫所定の日に元金へ組み入れます。</li> <li>・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。</li> </ul>
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のお利息は 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。</li> <li>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。</li> </ul>
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッシュカードによるお引き出しなどにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。</li> <li>（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）</li> </ul>
10. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォンアプリからのお申し込みで作成する専用口座です。</li> <li>・ 通帳の発行はいたしません。</li> <li>・ I B（インターネットバンキング）のご契約が必要となります。</li> <li>・ 当預金は窓口でのお預入れ・お引出しのお取扱いはできません。</li> <li>・ 入出金明細は城北インターネットサービス、または城北信用金庫アプリで確認することができます。</li> <li>・ 発行可能なキャッシュカードはベーシックおよび、きみともベンザイテン（ゴールド）をアプリ内で選択できます。</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は当金庫ホームページをご覧くださいか、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9 時～17 時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁</li> </ul>

	<p>護士会)に直接お申し出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お各様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金・クレジットカード等の自動支払い及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受け取りがご利用になれます(別途、お届け印登録のお手続きが必要です)。</li> </ul>
14. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)。</li> </ul>